

令和2年度 第5回 新潟市障がい者施策審議会 会議録

【日 時】

令和3年2月3日（水曜）午後2時30分から午後3時35分

【場 所】

白山会館2階 胡蝶の間（新潟市中央区一番堀通町1-1）

【出席者】

<委 員>

栗川委員、石川委員、佐藤委員、富田委員、高井委員、角田委員、
最上委員、南委員、菊地委員、川本委員、有川委員、広岡委員
計12名

（欠席委員：熊谷委員、松井委員、平崎委員）

<事務局>

福祉部長、障がい福祉課長、障がい福祉課長補佐、障がい福祉課職員
（関係課）

こども政策課、こども家庭課、児童発達支援センター、こころの健康センター、
保健所保健管理課、各区健康福祉課（中央区欠席）、学校支援課

【傍聴者】

1名

【目 次】

1. 開会・・・・・・・・・・ p 2
2. 福祉部長挨拶・・・・・・・・ p 3
3. 議事・・・・・・・・・・ p 4
4. その他・・・・・・・・・・ p 18
5. 閉会・・・・・・・・・・ p 19

1. 開会

(司会：障がい福祉課 上村課長補佐)

それでは定刻になりましたので、ただいまから令和2年度第5回新潟市障がい者施策審議会を開催いたします。

本日はお忙しい中、審議会にご出席いただきましてありがとうございます。本日の会議につきましても、議事録作成のため録音をご了承いただきますとともに、ご発言の際には職員がマイクをお持ちしますので、お手数ですが挙手をお願いいたします。

会議に入ります前に、本日の会議の配布資料の確認をお願いいたします。事前にお送りしたものと、

- ・本日の次第
- ・出席者名簿
- ・座席表
- ・【資料1】パブリックコメントの実施結果
- ・【参考資料1】第4次新潟市障がい者計画（案）
- ・【参考資料2】第6期新潟市障がい福祉計画・第2期新潟市障がい児福祉計画（案）

以上6点となります。また本日机上配布したものと、

- ・【資料2】パブリックコメント後の意見
- ・【資料3】第4次新潟市障がい者計画（案）の修正

を配布させていただきました。以上となりますが、お手元にございますでしょうか。

次に、本日の委員の出席状況でございますが、熊谷委員、松井委員、平崎委員から欠席のご連絡を頂いております。15名の委員のうち12名の委員の方々が出席されており、過半数を越えていますので、この審議会が成立していることをご報告いたします。

2. 障がい福祉部長挨拶

(司会：障がい福祉課 上村課長補佐)

それでは、開会にあたりまして、佐久間福祉部長よりごあいさつ申し上げます。

(佐久間福祉部長)

皆様、本日もご多忙の中、当審議会にご出席賜りまして、まことにありがとうございます。また皆様におかれましては、日ごろから本市の障がい福祉施策にご協力、ご理解を賜りまして、重ねて御礼を申し上げます。

本日の障がい者施策審議会、今年度5回目となりますが、今年度は障がい者計画、障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定年度ということで、9月の第1回審議会から、計画と策定に関する検討をお願いしておりまして、活発な議論の結果、貴重なご意見を頂いたこと、大変感謝しております。

本日は、パブリックコメントを通じて、市民の皆様から頂いたご意見等を踏まえた、計画の最終案をお示しさせていただきます。委員の皆様におかれましては、本計画の策定にあたり、多大なるご協力を頂きましたことを、あらためてお礼を申し上げる次第でございます。本日の審議をもって検討を終了し、計画完成の運びとさせていただきたいと考えております。

結びになりますが、本日も皆様から忌憚のないご意見を頂きたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

3. 議事（1）パブリックコメントの実施結果について

（司会：障がい福祉課 上村課長補佐）

続きまして、これより議事に移らせていただきます。議事の進行については、有川会長お願いいたします。

（有川会長）

皆さん、こんにちは。すっかり寒さも、いつまで続くのかというような状態になってますけれども、あとひと月もすれば、また春らしくなってくればいいなというふうに思っております。

本日は、パブリックコメントの実施結果についてのみになっております。おおむね 80 分程度の時間を予定しております。若干、当初の予定よりも早く午後 4 時の終了を予定していますが、会場の使用時間も踏まえて、午後 4 時半までには会議を終えたいと考えておりますので、皆さん円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

それでは次第に従いまして議事を進めさせていただきたいと思っております。まず議事の「パブリックコメントの実施結果について」、事務局から説明をお願いいたします。

（長浜障がい福祉課長）

障がい福祉課の長浜でございます。よろしく申し上げます。それでは、私のほうから説明をさせていただきます。恐縮ですが座って説明させていただきます。

それでは議事の（1）の「パブリックコメントの実施結果について」ということで、資料の 1 をご覧ください。こちらの資料が、パブリックコメントで市民の皆様から頂いたご意見をまとめたものになります。パブリックコメントにつきましては、令和 2 年 12 月 21 日から今年の 1 月 19 日まで 30 日間実施をいたしまして、10 名の方から合計で 32 件のご意見を頂いたというところでございます。

まず初めに、第 4 次新潟市障がい者計画、第 6 期新潟市障がい福祉計画・第 2 期新潟市障がい児福祉計画のすべての計画に関連する意見と、それを踏まえた市の考え方について説明をいたします。なお資料のほう、意見の内容については、ほぼ原文のままの記載というふうになっております。

まず 1 番の「親亡きあと」の記述についてでございますけれども、こちらにつきましては、「親亡きあと」の問題が何一つ解決していないのに、言葉だけなくしてしまうというのには違和感があります。親が代わって本人の権利を擁護し、要望活動している場合が多く、親という存在を抜きにすることは不可能な状況であるにもかかわらず、行政から出るものの中で死語とすると、記載しないというのは納得ができません。問題自体なきものにされるようで不愉快ですとのご意見を頂いたところでございます。このご意見に対しましては「市の考え方」を検討中というふうに記載してありますけれども、あらためて委員の皆様にご意見を伺いたいというふうに思っております。この「親亡きあと」の文言につきましては、前回の審議会において、削除したほうがいいのかというような意見を頂いたことから、パブリックコメントの際に「障がいのある人の重度化や高齢化等を見据え」というふうに修正をして、「等」という中に「親亡きあと」という意味を含めるものとしたところですが、このような「残すべき」というようなご意見頂いたところですので、

事前に有川会長のほうにもご相談をさせていただいて、あらためて委員の皆様にご意見を伺ったほうがいいのではないかとということをお話を頂きましたので、検討中ということ記載をさせていただいておりますので、後ほどご意見のほうを伺わせていただければというふうに思っております。

それから次の2番、障がいという言葉の記述についてでございますが、障がいの「害」という漢字をひらがなの「がい」と表記することに違和感があります。1つの単語「障がい」を漢字とひらがなに分けることで、「がい」という文字がことさら強調されて見えてしまうことや、このことで社会的な障がいがなくなっていくとは考えにくく、不自然な表記だと思いますとのご意見を頂きました。このご意見に対しましては、本市では漢字の「障害」の「害」の字にはマイナスのイメージがあるため、障がいのある方に不快な思いを与えないよう、平成19年4月から、市役所において使用する漢字の障害を漢字の「障」とひらがなの「がい」と表記することとしております。そのため、この計画の中での表記についても、漢字の「障」とひらがなの「がい」としているというところがございます。

次に3番、一般市民にも分かるよう専門用語の解説を最後に用語集として検討してくださいというご意見がございますが、こちらにつきましては計画本編の後ろに資料編のページを設け、その中で専門用語の解説を掲載する予定でございます。

次に4番、各事業の内容が分かるよう簡単な解説をお願いしますとのご意見でございますが、こちらにつきましても、先ほどの3番と同様、計画本編のあとに、後ろに資料編のページを設け、その中で事業や施策の概要について説明をしていきたいというふうに考えております。

次に5番、多岐に渡る内容の多さ、文言を初めて聞く人はすんなり理解できるでしょうか。概要版のみでいいのではないのでしょうかとのご意見を頂きました。こちらに対しましては、障がい者計画は障害者基本法に基づいて策定、それから障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、障害者総合支援法および児童福祉法に基づいて策定するもので、障がい福祉行政の基本計画となるため、今回も同様の形で作成をしていきたいと考えております。なお、内容をコンパクトにまとめた概要版のほうも、引き続き作成していきたいというふうに思っております。

次に意見の6番と7番ですが、こちらは計画案に対する感想のほうを頂いたというふうに思っております。一般市民にもわかりやすく、丁寧にまとめられた内容になっており、本計画案に賛成しますといった声や、対象者に手厚い支援が行われていることを知り、うれしく思いましたとご意見を頂きました。

次に8番、9番、10番につきましては、次期計画を実行する上での要望について、ご意見を頂きました。市民への周知啓発を行い、計画を確実に実行してほしいといったご意見や、今までは高齢者に向けた福祉の制度の拡充が多いように感じたが、今後は障がい者福祉にも目を向けた福祉計画の策定を希望するといったご意見、それから、計画の実行に当たっては、障がい者と家族の連携、自立が一番大切ではないでしょうかとのご意見を頂きました。これらの意見に対しましては、次期計画が実効性のある計画となるよう、市民への周知啓発に取り組むとともに、計画が総合的かつ計画的に実施されるよう、引き続き障がい者施策審議会において、進捗管理を行っていきたいというふうに考えております。また、次期計画をもとに障がい者と家族の連携、障がい者の自立がよりいっそう進むよう、

引き続き支援に取り組んでいきたいというふうに思っております。

次に 11 番、それから 12 番についてですが、こちら計画の案とは直接関係ありませんけれども、ご意見として頂きましたので、紹介をさせていただきます。11 番では、福祉に対する行政の役割について、広報活動が重要であり、今までの慣例にとらわれず学校・企業・家庭などの橋渡しの役割を期待していますとのご意見を頂きました。こちらにつきましては、障がい福祉の分野においては、今後も共生社会の実現に向けて、障がいに対する理解を深める取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

それから 12 番のほうでは、大学生と視覚障がい者の合同研修会について、事例をご紹介いただきました。このご意見に対しましては、学生などの若い世代で、障がいのある人とない人の交流というのは非常に大切なことだというふうに思っておりますので、若年層の障がいに対する理解がより一層深まるよう、学校などにおける障がい者を招いた福祉教育について、今後も継続して支援していきたいというふうに考えております。

続いて、第 4 次新潟市障がい者計画に対する意見と、それを踏まえた市の考え方について説明をいたします。1 番の「相談支援体制の充実」「雇用促進と一般就労の支援」では、罪を犯した障がい者の支援についても盛り込んでほしいとのご意見を頂きました。こちらに対しましては、障がいのある人には、障がい種別や年齢・経歴などを問わず、すべての障がいのある人を対象として、罪を犯した障がい者についても福祉的な支援を実施しているというところがございますけれども、相談支援体制の充実の項目の中で、そういった内容がわかりやすくなるよう、自立支援協議会の構成機関をできるだけ詳細に記載をしたりですとか、専門機関との連携の一文に「矯正施設退所者」の文言を追加するなどの修正をしたいというふうに思っております。

次に 2 番、同様に「相談支援体制の充実」では、主な事業について、「難病に関する保健・医療施策の推進」の項目に記載されている、新潟県・新潟市難病相談支援センター運営事業は、保健医療に関する分野以外の福祉・就労・生活全般についても、多くの難病患者、家族からの相談を受け支援を実施している事業なので、掲載したほうがいいのではないかとといったご意見を頂きましたので、このご意見を踏まえまして、「相談支援体制の充実」の主な事業に、「新潟県・新潟市難病相談支援センター運営事業」を追加したというところがございます。

次の 3 番、同様に「相談支援体制の充実」、「難病に関する保健・医療施策の推進」では、主な事業について、「小児慢性特定疾病児童等自立支援事業」は、対象に児童の難病患者を一部含んでいるため、「相談支援体制の充実」の項目と、「難病に関する保健・医療施策の推進」の項目に記載してほしいとといったご意見を踏まえまして、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業は、難病のある子どもをはじめとした医療的ケア児の支援を含んでいるため、「相談支援体制の充実」の主な事業に、「小児慢性特定疾病児童等自立支援事業」という文言を追加させていただきました。

次の 4 番、「在宅サービスの充実」では、移動支援、日中一時支援等のサービスを提供する事業者が少なく、非常に利用しづらいため、これらのサービス提供事業者への支援も拡充していただきたいとといったご意見を頂きました。このご意見に対しましては、移動支援や日中一時支援等のサービスが利用しづらい背景には、地域偏在やニーズが一定時間帯や期間に集中してしまうこと、事業所数は増えているものの、それでもまだ事業所数が足り

ていないことなどが考えられます。このような状況が少しでも解消できるよう、引き続き事業所等への働き掛けに取り組んでいきたいというふうに考えております。

次の5番、「サービス基盤の充実」では、施設入所希望者が多数おり、その中には早急な対応が必要な強度行動障がい者も含まれています。激しい行動問題から家庭崩壊している家庭であっても、受け入れてくれる施設やグループホームは新潟県には存在しない現状であり、「親亡きあと」の問題もあり、家族にとって最大の困り事となっています。現在、重度障がい者の家族の高齢化や疾病など急務の問題も生じてきていることもあり、施設入所待機者の解消につながる入所施設の整備をよろしく願いますとのご意見を頂きました。このご意見に対しましては、本市では入所施設等からの地域移行を推進し、重度障がい者にも対応できるグループホームの整備を図るため、指定基準の緩和やグループホーム運営補助金の創設など、市独自の政策を講じてきたところですが、依然として入所待機者数は増加傾向にあり、入所施設が充足している状態ではないと認識しております。入所施設の整備については、県とも協議調整が必要となるため、本市の施設入所支援サービス提供量の拡充が行えるように、引き続き新潟県と協議を進めていきたいというふうに考えております。

次の6番、「スポーツ・文化活動の振興及び余暇活動の支援」では、施設が整ってもサポートする人がいなければ、知的障がい・発達障がいの人は通うことも難しいので、慢性的なヘルパー不足を解消するための事業を加えてほしいとのご意見を頂きました。このご意見に対しましては、社会生活上必要不可欠な外出のための支援として、移動支援や行動援護といったサービスがございしますが、特に行動援護は、業務内容から必要とされる資格経験等も高度なものであり、従事者を増やすことはなかなか簡単ではないといったことから、現在事業を実施している法人を中心に、引き続き働き掛けを継続していきたいというふうに思っております。また、ご指摘いただいた慢性的なヘルパー不足については、ヘルパーの高齢化とともに全国的な課題となっていることから、他都市の状況も確認しつつ、有効な取り組みといったものを検討していきたいというふうに考えております。

次に7番、「情報提供・意思疎通支援の充実」では、知的障がい者への情報提供、意思疎通支援ができる人材の育成事業が必要だと思っておりますといったご意見を頂きました。このご意見につきましては、本市では強度行動障がい者（児）支援職員育成事業において、意思疎通支援を含めた研修を実施しており、今後も知的障がい者を適切に支援できる職員の育成を推進していきたいというふうに考えております。

次に8番、同様に「情報提供・意思疎通支援の充実」で、市長記者会見の手話通訳などについて、会見の文字情報の情報提供をしてほしい。また市長記者会見以外の記者会見についても、同様に情報提供してほしいといったご意見を踏まえまして、「現状と課題」のところ、緊急性や重要性の高い情報の迅速な情報提供が課題であるということ、追加をいたしました。なお「施策の方向性」については変更いたしませんけれども、具体的な取り組みについては、事業を進めていく中で検討していきたいというふうに考えています。

次に9番、こちらも「情報提供・意思疎通支援の充実」という項目になりますけれども、こちらで障がい者 IT サポート事業について、コロナウイルスが拡大しているので今後充実を求めますとのご意見を頂きました。こちらにつきましては、ウェブ会議サービスである Zoom 等を使用した研修や相談支援、オンラインを活用した支援の充実といったものを、

具体的な事業の中で図っていききたいというふうに思っております。

次に 10 番、こちら「情報提供・意思疎通支援の充実」の項目になりますけれども、コロナウイルスの早めの感染収束が見込めず、聴覚障がい者が集まらなくても会議等ができ、会場へ行かなくても講演会等に参加できるウェブ会議システム「Zoom」を活用した遠隔情報支援が必要です。遠隔情報保障を制度化し、情報の取得や利用のための手段について選択できる機会の拡大と、情報保障者へ遠隔情報保障について学習会の実施を求めますとのご意見を頂きました。このご意見に対しましては、聴覚障がい者への情報保障は非常に重要なことであるというふうに認識しており、具体的な施策については今後、事業を実施する中で検討していききたいというふうに考えております。

次に 11 番、こちら「情報提供・意思疎通支援の充実」の項目になりますけれども、障がいのある人に必要な情報を提供するとともに、手話が言語であるとの認識の下、すべての人が相互に人格や個性を尊重すること基本理念として、派遣できる幅を広くしてほしいとのご意見を頂きました。このご意見に対しましては、聴覚障がい者への情報保障や社会参加の促進というのが非常に重要なことと認識をしておりますので、手話や要約筆記などの通訳者を派遣できる範囲の拡充について、関係団体と意見交換をしながら検討していききたいというふうに考えております。

次に 12 番、「災害時支援体制の整備」では、自然災害が頻発化、激甚化するほか、感染症対策も必要となっている現状にあって、大規模災害が発生した際に、避難所で障がいのある人やその家族が安心・安全に生活が送れることは非常に重要であるが、障がい等の特性に応じた支援体制が整っているのか非常に不安です。必要に応じて福祉避難所を開設することは当然のことですが、身近な介護施設や障がい者支援施設等と協定を結び、もっと増やす施策が求められると考えられますとのご意見を頂きました。このご意見に対しましては、現在、福祉避難所は各区 1 カ所ずつ、合計 8 カ所を指定しておりますけれども、このほかにも特別養護老人ホームや障がい者支援施設など、62 カ所と福祉避難所の協定を締結しているという状況でございます。ご意見を頂いたとおり、障がいのある人やその家族が安心・安全に避難所生活が送れるよう、今後も対応というものを検討していききたいというふうに考えております。

次に 13 番、「学校教育の充実」では、障がいのない子どもの障がい理解について、学校では障がいのない子どもの保護者へも理解啓発が必要と考えます。保護者に正しい知識をもってもらうことで、障がいのある子どもの親への理解と協力を得られるよう、PTA などとも連携して進めてくださいとのご意見を頂きました。このご意見に対しましては、障がいのない子どもだけでなく、その保護者等への障がい理解促進も大切なことと認識をしておりますので、校長会等を通じて、各学校で障がいに対する理解が進むよう取り組んでいききたいというふうに考えております。

次に 14 番、「福祉教育の推進」では、手話などの体験的な学習はよいが、小中学校だけでなく幅広く大人の学習も必要だと思います。手話言語条例を理解いただくとともに、手話出前講座で誰でも教える場所があったらいいと思いますとのご意見を頂きました。このご意見に対しましては、平成 31 年度に新潟市手話言語条例が施行され、手話が言語であるとの認識の下、今後も手話への理解促進や手話の普及等に取り組んでいききたいというふうに考えております。

次に15番、「ボランティア活動の支援・推進」では、昨年度から社協主催で「ボラのきっかけづくり」というものが行われております。今後の継続と要約筆記者養成講習会事業と関連づけての開催を要望しますとのご意見を頂きました。こちらにつきましては、今後事業を実施していく中で、共同開催等の実施について検討していきたいというふうに考えております。

続いて、第4次新潟市障がい者計画の概要版に対しても意見を頂きましたので、意見とそれを踏まえた市の考え方について説明をいたします。

1番の「相談支援体制の充実」では、主な施策である事業名が列挙されているが、全体版の相談支援体制の充実の項目に、難病に関する内容も記載していただければ、概要版の主な事業についても記載していただけると良いのではないかとのご意見を頂きました。このご意見に対しましては、全体版が完成したあと概要版を作成する際に、主な施策である事業名の掲載について、あらためて検討させていただきたいというふうに思っております。

続いて今度は第6期新潟市障がい福祉計画・第2期新潟市障がい児福祉計画に対する意見と、それを踏まえた考え方について説明をいたします。

1番の「障がい福祉人材の確保」、「障がいのある人の社会参加を支える取組」では、医療系、福祉系、教育系の学校と連携して、在学中の学生に実践の場を提供するとともに、行動援護、ガイドヘルパーなどの不足を解消する仕組みを構築してとのご意見を頂きました。このご意見に対しましては、従業者要件が厳しい行動援護や、ガイドヘルパーのサービス提供量を増やすためには、長期的な取り組みが必要であり、本市としては引き続き知的障がい者の支援を担う法人と連携して、必要なサービスを提供できるよう取り組んでいきたいというふうに考えております。

次の2番、「相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方」、「障がいのある子どもの支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方」についての意見ですが、児童福祉法に小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の規定があり、これに基づいて新潟市においても相談支援業務や自立支援員の設置を行っています。この事業は障がい児の計画としての位置付けもありますので、児童福祉法にある必須事業の相談支援業務や自立支援員の設置について記述し、支援の方向性を打ち出していただけると良いと考えますといったご意見を踏まえまして、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の対象には、医療的ケア児をはじめとした特別な支援が必要な障がいのある子どもが含まれているため、「障がいのある子どもの支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方」の、「特別な支援が必要な障がいのある子どもの支援体制の整備」といった項目に、医療的ケア児に対する支援体制の構築について各関係機関が協働し、相談支援体制の充実に努めるといった内容の文章を追加いたしております。

それから次の3番、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」では、現在入所待機者が158名とのことだが、現状入所施設がまったく足りていないと感じる。この数字を解消するには、グループホーム等入所施設の大幅な整備が必要になるため、期間中に施設の大幅な整備を計画していただきたいとのご意見を頂きました。このご意見に対しては、先ほどの障がい者計画に対する意見と同様の考え方となりますけれども、本市では入所施設等からの地域移行を推進し、重度障がい者にも対応できるグループホームの整備を図るため、さま

ざまな施策を講じてきたところですが、依然として入所待機者は増加傾向にあり、施設が充足している状態ではないというふうに認識しておりますので、この整備についてサービス提供量の拡充が行えるよう、引き続き県との協議を前向きに進めていきたいというふうに思っております。なお、グループホームの整備については、毎年31人分の増加を見込んでおりまして、令和5年度には、入所施設の利用者数を超える641人分の整備を目標としているというところでございます。

最後に4番、「日常生活用具給付等事業」では、知的障がい・発達障がいの人が日常生活の中で使う視覚支援用品や、見通しを持ち自発的に行動するための支援用品なども加えてほしいとのご意見を頂きました。このご意見に対しましては、日常生活用具については給付品目の追加といった要望が多いため、ほかの政令市の動向なども調査をしながら、また社会的・経済的な変化を踏まえながら、適宜見直しを検討していきたいというふうに考えております。

パブリックコメントで頂いた意見、およびそれに対しての市の考え方については以上になります。

続いて、本日机上配布した資料の2「パブリックコメント後の意見」といったものをご覧ください。こちらの資料は、パブリックコメントの実施後に提出された意見をまとめたものになります。パブリックコメントとしては期間を過ぎていたということもございまして、パブリックコメントとしては扱いませんけれども、計画に対する意見として参考にしたいというふうに考えておりますので、パブリックコメントと同様、これらの意見に対する市の考え方について、これから説明をさせていただきたいと思っております。件数といたしましては、パブリックコメント終了後、2名の方から合計8件の意見を頂いたというところでございます。

初めに、新潟市障がい者計画に関する意見でございますけれども、1番「経済的な支援」の項目については、生活保護受給に円滑につなげることの必要性と、そのための方策についての言及がない。最近の経済情勢から受給を必要とする人の大幅な増加も見込まれ、福祉事務所の職員の大幅な増員も必要であり、ほかの施策、市のほかの部署との連携は一層重要になるとのご意見を踏まえ、本日机上配布した資料3のとおり、区役所窓口や基幹相談支援センターにおける情報提供の主な例のところに、生活保護制度といったところの文言を、追加をしたいというふうに考えております。

それから次の、資料2の2番になりますけれども、「医療・リハビリテーションの支援」では、主な事業について、現状と課題に身体機能の回復や日常生活の改善を目的とした訓練事業を実施していると記載されているが、主な事業に自立訓練事業（機能訓練・生活訓練）といったものが入っておらず、記載が必要かと思っておりますといったご意見でございましたので、このご意見も踏まえまして、こちらも資料3のとおり、「医療・リハビリテーションの支援」の主な事業のところに、自立訓練（機能訓練・生活訓練）を追加をしたいというふうに考えております。

次に資料2のほうに戻っていただきまして、3番「精神保健と医療施策の推進」についてのご意見でございますが、精神障がい者の身体合併症の治療体制整備が欠けており、医療計画とも連携して早急に対応すべきである。従来から精神科を診療科にもたない一般病院から、精神障がい者は入院治療を断られる例が多く、身体合併症治療の指定医療機関の

キャパシティが不十分であるのご意見を頂きました。このご意見に対しましては、精神科救急医療体制を確保する中において、一般医療機関と精神科医療機関の連携強化という課題に対し、医療計画とも整合性を図りつつ、医療機関が協議する場を設け、相互理解の促進に取り組みながら、体制の構築に努めていきたいというふうに考えております。

次に4番、「住宅環境の整備」についてのご意見ですが、障がい者の地域移行の阻害要因の1つでもある、賃貸住宅の保証人の問題への対応の必要性と、対応の具体策への言及がない。公的機関が保証人となる制度や、市が民間賃貸住宅を借り上げ、保証人なしで障がい者に転貸する制度等の創設も検討すべきだ。公営住宅の充実が望ましいが、公営住宅増設の財源や最近の民間賃貸住宅の供給状況も勘案し、当面の次の策も検討すべきであるのご意見を頂いたところでございます。このご意見に対しましては、保証人の問題など住宅の確保に配慮が必要な方の居住支援は、新潟県居住支援協議会を相談窓口として、市町村をはじめとする関係機関が連携して対応しているため、今後も居住支援協議会と連携をしながら、住宅に困窮する障がい者の住まいの確保等を支援していきたいというふうに考えております。また市営住宅の充実については、市営住宅の長寿命化計画を踏まえながら、建て替えの際には、障がい者向け住宅の整備というものも検討していきたいというところでございます。

次の5番、「選挙等における配慮等」に対する意見でございますけれども、指定病院等での不在者投票について、投票日の設定や選挙方法の掲示に関する問題点の認識が欠けているのご意見を頂きました。このご意見に対しましては、指定病院等での不在者投票は、病院が入所者に投票する日を指定する場合がありますが、投票日前日までの期間中に投票の申し出があった場合、指定病院等は不在者投票を行うことになっています。また選挙公報については、法律に規定がないため、投票所内に掲示することはできませんが、投票所外では閲覧が可能なため、病院にはその旨を事務処理要領にして周知をしています。今後も投票所での投票が困難な障がい者の投票機会を確保するとともに、選挙情報の適切な周知に努めていきますといったところでございます。

続いて、今度は障がい福祉計画、それから障がい児福祉計画に対する意見と、それに対する市の考え方について説明をいたします。まず1番の「計画策定の趣旨」についてのご意見でございますが、この計画案については4つの大きな問題があり、計画案を策定し直すべきではないかといったご意見を頂きました。問題点の1つ目は、サービスや支援の必要量と現状の提供可能量の差を埋めるための計画になっていないといったご意見でございます。このご意見に対しましては、計画で設定しているサービス見込量は、これまでの実績に基づくサービス量を勘案した上で、計画上実現可能なサービス見込み量を設定しているものでございますけれども、見込み量を超えるニーズが生じた場合においても、提供体制の確保に努めていくということで考えております。

それから問題点の2つ目は、サービスや支援の必要量の把握・推計がほとんどされていない。簡単なアンケート調査ではニーズの把握は無理ではないかといったご意見でございます。このご意見に対してでございますけれども、頂いたご意見のとおり、アンケート調査だけで多様な障がい者のニーズをすべて把握するというのは難しい面もございますが、前回と同じ内容のアンケートを比較することで、その検討ですとかニーズ、もしくは変化といったものを、大ざっぱではございますけれども把握することができ、また、そのアン

ケートの対象者は、それぞれの障がい種別を対象者から1割を無作為抽出しているというところから、偏ることなく広く意見を聴取できているのではないかというふうに考えているというところでございます。

それから問題の3つ目は、計画策定のプロセス、手続きに、障がい当事者の参加が不十分であるといったご意見でございます。このご意見につきましては、計画策定の検討の場であるこの施策審議会で、委員15名のうち7名が当事者団体の代表者であり、各種の障がい当事者のご意見を頂きながら策定を行ってきたというふうに考えております。また、施策審議会やパブリックコメントの際には、『市報にいがた』やインターネット等で周知を図るとともに、パブリックコメントを実施する際には、障がい者団体に個別に連絡を行ったり、障がい福祉事業所へ情報提供を行ったというところがございます。引き続き、多くの市民の皆様に関心をもっていただけるように努めていきたいというふうに考えております。

それから問題点の4つ目として頂いたご意見が、サービスや支援の必要量の確保のための、具体的かつ有効な方策が検討されていない。特に人材確保のための具体的かつ有効な方策が示されないままであるとのご意見でございます。このご意見につきましては、サービス提供事業者の数というのは各サービスにおいて増加をしており、提供体制の確保というのは進んでいるというふうに認識をしております。今後もさらなる提供体制の充実に向け、サービス提供事業者に働き掛けるなど、提供体制の確保に努めていきたいというふうに考えているところがございます。

以上が、1番のご指摘いただいた問題点に対する、市の考え方になります。

次に2番、「グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実」「地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保」といったところに頂いた意見でございますけれども、ニーズが顕在化した場合に、必要なサービスの確保に努めますとされておりますが、本来であれば潜在化しているニーズまで含めて、行政が適切なニーズ把握を行うべきであると。顕在化しないから放置するというのは、必要なサービスとしての確保を求める障害者総合支援法の趣旨に反しているとのご意見を頂きました。このご意見に対しましては、先ほどもお話をさせていただいたとおり、設定しているサービス見込み量は、アンケート調査等の結果等と、これまでの実績に基づくサービス量というものを考えた上で、計画上実現可能なサービス量を設定しておりますが、利用者ニーズの増加によって、この見込み量を超える場合であっても、必要なサービス提供体制の確保というものに努めていきたいというふうに考えております。

最後に3番、「相談支援体制の構築」に対するご意見でございますが、相談支援事業所及びその従事者の確保・育成に努めますとされているが、相談支援専門員の人数が不十分な状態が長年続いているのが実態であり、確保・育成のための有効な具体策を考えるべきであるご意見を頂きました。このご意見に対してでございますけれども、ご指摘の相談支援専門員の数の不足については、新潟市に限らず、全国的な課題になっているというふうに認識をしております。令和3年度の報酬改定において、相談支援事業所の基本報酬が見直されることを踏まえ、引き続き事業所の新規開設の相談時をとらえて、運営法人に相談支援事業所の開設を働き掛けるとともに、相談支援専門員向けの研修や情報交換の場といったものを今後も継続して、設けていきたいというふうに考えております。

パブリックコメント実施後に頂いた意見の概要及びそれに対する市の考え方については、

以上ということになります。パブリックコメント及びその後の意見を含めて、今ほどこちらのほうから説明させていただきましたけれども、今日の審議会をもってそれぞれの検討が一応終了するということになりましたので、このあといろいろとご意見を頂いた中で、追加で対応すべき必要があることが出てきた場合には、会長のほうとご相談をさせていただきながら、事務局のほうで対応させていただければなというふうに考えております。私からの説明は以上になります。ご意見のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

(有川会長)

ありがとうございました。ただ今の説明についてご意見・ご質問等ありますでしょうか。まず1点ははっきりしているのは、1ページ目の1の「検討中」になっているところは、特に皆さんからご意見頂きたいところではあります。その他についてももちろん構いませんが、皆さんいかがでしょうか。はい、富田委員。

(富田委員)

私もこの1番の件についてはずっと考えておりました。将来的にいつの日か、「親亡きあと」というのが死語になればいいなと切望してはいるんですけども、やっぱり知的障がい分野に関しては、まだまだそういったレベルじゃないかなと思います。知的障がいの人は、自分がどんなに困っていても、どんなに具合が悪くても、それを周りに伝えることってできないですね。なので、親がずっと本人の代弁者として、いくつになっても支えていかななくてはいけない。あと経済的にも、うちの息子は生活介護で事業所に通っていますが、月の工賃が先月は920円なんです。でもまだいいほうで、ほかのお友達は500円前後ってところが多いですね。障がい年金は頂いているんですけども、500円とか900円とか、それではちょっと自立にはほど遠い話なので、やはり経済的にも親の支援がずっと必要になります。

ですので、3年ごとに見直しているこういった福祉計画は、ちゃんと足元を見て具体的な計画を進めるためにも、「親亡きあと」というのは外さないほうがいいのではないかなというふうに、私は思っています。

(有川会長)

ありがとうございます。ほかはいかがでしょう。はい、広岡委員お願いします。

(広岡委員)

自立支援協議会の広岡です。今の富田委員の考え、言葉も、ほんとに身にしみるぐらいわかります。ずっと「親亡きあと」という言葉を使いながら、親っていうのは今までサービスだとか、福祉関係を良くしようというときの切り札にしてきたんですけど、先回も言ったんですけど、この言葉はもう死語にして、今後ほんとにそんな言葉が出ないような形をみんなでつくっていかうところが、今最近出てきたような話です。「親亡きあと」に代わるような言葉というのはなかなか見つからないんでしょうけれど、今回「障がいの重度化・高齢化に際して」というような言葉も文言に書いてもらったかとは思いますが、でも本当に重要な言葉というところでは、かなりこれは、すごく多いと思いま

す。

今、障がいの程度ですとか区分にもよるんですけど、自己決定支援という、最もその本人が思っていることを代弁しようとか、そういったことは支援者も非常に今頑張ってるところですので、親が代弁してきたんでしょうけれど、何とかほんとにその子の目ですとか、しぐさだとか、そういったところからも、その子の思ってることをわかるような形の支援をしていこうというところがあるかと思うので、私もわかるんですけど、「親亡きあと」というのは、あまり私は使いたくないなというのが1つの意見です。

(有川会長)

ありがとうございました。ほかにいくつかご意見頂いた上で。はい、角田委員。

(角田委員)

角田です。よろしくお願ひします。先回やはり広岡委員から紹介ですね、こういう考え方が今全国的に始まってるといふ話を聞いて、そうあってほしいなという、こういう言葉がすべてを物語っている現状があって、そう思ったんですけども、やはりずっと悶々としていました。今日富田委員が発言してくださった側のほうに、私は賛成です。1つもし付け加えるのであれば、判断能力というところに大きな障がいを持っている子どもたちであり、いくつになっても、成人しても、年を取っても、子どもという言い方を親はするわけですが、私は今日この審議会で、こういうことを言わせていただけていいかなと思って考えていたのは、知的障がい者団体、それから精神障がい者団体、そして発達障がい者団体として、今3人の委員がここにおりますが、全員当事者ではございません。やはりここに委員として当事者が座れるとしたら、「親亡きあと」という言葉は自然消滅すると思ひます。やはりそういったことがほんとに実現できる時代が来るんであろうかということ。それから、「親亡きあと」と言うから親限定なんですけれども、日本の法律は、恐らく血縁関係者というところにすべてがあるのではないかと思うんです。そうすると、「親いる今」という言い方でもいいんでしょうか。親が機能している、もし親が機能できなくなったら、兄弟であるとか親戚筋であるとか、できるだけ自分に関わることができる、頼める親族、そういったものを全部総動員して、それでもっていうところで、あるのではないかと思うと、なかなかこれ適した言葉が見つからないですね。親以外の人ももちろん含まれてると思ひます。けれども、ほんとに障がいされているところが脳にあるんだということなんですよね。脳障がいである。そこの、代弁するしかない当事者団体からの、知的・精神・発達の各団体で出させていただけている者たちであると思ひております。すみません。ちょっと口幅たいことを申し上げましたが、そういう気持ちでおります。

(有川会長)

ありがとうございます。ほかいかがですか。はい、菊地委員。

(菊地委員)

太陽の村の菊地です。私はこの審議会に参加させていただけておりますのは、支援者、特に障がい福祉事業者、入所施設の担当という立場です。つまりは支援者の立場で言うと、

現在を含め、「親亡きあと」も支援を継続していくことは、当然のこととしてとらえています。ただ逆に言うと、「親亡きあと」という文言にはそう強いこだわりはありません。ただ、私どもの施設を利用されている保護者の皆さんにも、少しご意見を頂いてきましたので、ご披露させていただきます。

やはり「親」とか、「親亡きあと」、これにばかりとらわれると、ちょっと「はてな」という方も正直おられました。特に入所の施設で言うと、親の都合で入所したんじゃないかというマイナスのイメージも当然あるので、なくてもいいんじゃないかという方もいました。とはいえ、多くの方のご意見としては、現実問題として「親亡きあと」というのは自分たちには大きな心配ごとであって、ものすごく関心の高い領域であるというようなことです。今、先ほど角田委員もおっしゃっていましたが、元気なうちに自分ができること、成年後見制度や、施設の利用も含め準備もしています。「親亡きあと」の心配事は尽きないということです。ぜひ、この言葉を残していただきたい。この文言があることに対して違和感はないと言われてる保護者の方もいらっしゃいました。以上です。

(有川会長)

ありがとうございました。ほかはいかがでしょう。はい、高井委員。

(高井委員)

にいがた温もりの会の高井です。よろしくお願いします。精神障がい者の当事者団体の代表で出ておまして、角田委員がおっしゃるとおり、脳の障がいだというふうに私もとらえています。この審議会に出席するに当たって、当事者の方と十分な私も意見交換ができていなくて、十分に彼ら・彼女らの気持ちを代弁できていないということはよくわかっています。ごめんなさい、話がちょっと飛んでしまっ。「親亡きあと」という言葉に、私はそれほどこだわっていないんですけども、その当事者の気持ちを代弁する者が親でなくてはならないのかとか、誰が権利擁護をしてくれるのかということをもっともって具体的に話し合って担保してあげることが一番大事なんだろうと思っていて、ほんとに彼らの困難さに付き合うというのはとても大変な作業で、われわれのほうからも当事者を出席させてもいいんですけども、誰がそこをサポートしてくれるのか、会議の中でということも具体的にないかないと、当事者参加というのは、なかなかやはり難しいというふうに思っています。権利擁護の話と当事者が社会参加していくということと、どれほど手間ひまがかかって効率が悪いかということをも、ほんとにそこが障がいの理解ということになるかなというふうに思っています。以上です。

(有川会長)

ありがとうございました。ほかはいかがでしょう。いろいろご意見も出ているわけですね。これ単純に、どっちがいいとか悪いとかというのを決めていけるような話ではなく、というのは、伺っていると、基本どちらもわかるという話なんです。ただ、今の時点、この時点において、これを外していける状況ですかという点においては、今はまさに3人の委員の方が「代弁者としてここにいる」という話をされていて、ここがそもそも変わっていかない限りは、この状況になってないんじゃないですかという指摘も、非常にごもつ

ともだというふうに思うわけですね。

おっしゃるように、それを実現するためには、われわれが負わなければいけないコストっていう問題についても、今ここに至るまで議論されてきたかと言われれば、それはしていなかった。だからそういう点において、「親亡きあと」という言葉をなくしていこうという方向性は、ここで確認できたと思うんです。ただ、今それをやっていたらどうか。もしくはここに至るまで、その議論についてわれわれが徹底して行ってきたかと言われれば、そうではなかった。十分足りてなかったと思うんですね、結論というところが割れてきてるということは。であれば、私としては、このままこれは残していくべきだと。

ただし、この議論があったということは、何かの形でこの文章の中に盛り込めるのであればそうあってほしいと思うし、今皆さんが議論していただいたというのは、当然議事録に残ると思うので、議論自体は残ると思うんです。ただ、ここでそれが終わってしまうのはちょっと、ものすごくわれわれとしては、せっかく出てきたご意見ですので、何とかこの計画の中に、この議論に関連するものは残っていくのがよいのではないかなと私は考えるのですが、皆さんはいかがでしょう。ちょっとまとめてしまいました。はい、栗川委員。

(栗川委員)

視覚障害者福祉協会の栗川です。前回の会議で「親亡きあと」ということについての違和感の発言をしました。今日のいろんな方のご意見を伺って、どうしたらいいかなということをお自分なりに今考えていて、まとまらない状況が続いています。

ただ、前回私が言ったのは、要は「親亡きあと」ということを、行政が文章の中に書くということは、親がいる間は親が頑張ってるねということが、裏返しの意味として含まれてしまってるんじゃないか。それはちょっと違うんじゃないか。そういう点では「親亡きあと」だけでなく、親がいる間でも親が責任を、障がいをもつ子どもに対して、大人になっても責任を負い続けるんだと。親が亡くなったあとは公助でやりますけど、あとは自助、共助でやってくださいみたいなことに伝わらないといいなという。そういう意味で、だから行政が不用意に「親亡きあと」ということを使うのは、ちょっと危険なのではないかなという感じがして言っています。

そういう点では、今有川会長がおっしゃったように、現状はまさに、ここの委員の方々がおっしゃっているような現状であると思いますし、その部分の尊さというか、皆さんが本当にやってこられてるということについてのことを否定するつもりはまったくないんです。ただ、この議論の経過自体は、やっぱりこの中に何か載せられるといいなというのは、私も同感します。

(有川会長)

ありがとうございます。いろいろな意見が出てますが、ほかにいかがでしょうか。そうしましたら、今一応われわれ側として、このような意見が今出ているということで、事務局のほうからも何かこの件についてあれば。

(長浜障がい福祉課長)

いろいろなご意見、ありがとうございます。今の、最後の栗川委員のお話を聞いて私も思ったんですけれども、私どもここで「親亡きあと」という言葉を当初の原案の中に入れた背景の中では、栗川委員が心配しているようなことを意図して入れたわけではなくて、あくまでも現状として、そういうようなことが周りからも聞こえる。特にご家族の方からご要望を受けたりするときにこういうことが聞こえるということで、1つの背景としてそういう背景がありますよというのを書いただけのつもりだったんですけど、行政がそういうようなスタンスでいいのかというふうにとられるのがあまりよろしくないということであれば、言葉を残すにしても、行政がそういうスタンスでいるのではないというような形で伝わるように、ちょっとこの文案のところを考えてみたりしたらどうかなというふうに、今聞いてて思いました。

有川会長のほうからも、計画の中に何かそういうことが残せないかっていうようなご意見が頂けましたので、そういうような方向でいったん検討させていただいて、最後会長のほうとご相談させていただければなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

(有川会長)

皆さん、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございました。それでは先ほど検討中になっていたところにつきましては、このようにさせていただきたいと思えます。ほかいかがでしょうか。ほかにも意見出ていますので、もしあれば。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

特にないようですので、これで意見は出そろったようですので、これにて計画についての検討はすべて終了となります。

今ほど障がい福祉課長からもご発言ありましたけれども、本日頂いた意見の中で継続的に検討が必要なもの、特に今のお話だと思えるんですけれども、これにつきましては、事務局と私のほうに一任させていただく形でもよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。よろしいようであれば、これで議事を終了します。

4. その他

(有川会長)

次にその他ですけれども、事務局から何かほかにございますでしょうか。

(事務局：長浜障がい福祉課長)

特別連絡事項というわけじゃないですけれども、最初のあいさつのときに部長のほうからも話がありましたけれども、本当にわずかな、この半年弱の間に5回の会議ということで、皆様方には本当にご苦勞いただいたと思いますし、本当に感謝をしているところでございます。いろいろな意見を頂いて、やっとここまでたどり着くことができたなと思っておりますので、今日頂いた意見のところ、最後会長のほうとしっかりと詰めさせていただいて、計画のほうを最後完成させていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

こちらの最後の計画でできた結果につきましては、次回の施策審議会、3月に予定をしておりますけれども、その際に最終的な計画ということで、ご報告のほうをさせていただきたいと思ひます。ほんとに長期間にわたりましてご協力いただきまして、ありがとうございます。

(有川会長)

ありがとうございます。時間かなり早いんですけれども、それでは令和2年度の第5回新潟市障がい者施策審議会はこれで終了となりますが、委員の方々がそれぞれのお立場でお気付きのこと、あるいは日常の中でお考えのことがありましたら、お手元のほうに「障がい施策審議会に対する意見」という用紙がございますので、現状を踏まえた意見など、あるいは提案についてお書きいただいて提出いただけたらというふうに思ひます。

皆さんお忙しいところ、長時間にわたり会議にご出席いただきまして、ありがとうございます。では、マイクのほう事務局にお返ししたいと思ひます。

5. 閉会

(司会：障がい福祉課 上村課長補佐)

有川会長、長時間にわたり議事進行ありがとうございました。また委員の皆様におかれましても、活発なご意見をいただきありがとうございました。

事務連絡ですが、駐車券につきましては無料処理をしてありますので、お帰りの際にお受け取りください。

以上で、令和2年度第5回新潟市障がい者施策審議会を終了させていただきます。本日はお忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございました。